

50代のハッピーライフプランニング Part 5 公的介護保険制度について知っておこう

ファイナンシャル・プランナー 有田 美津子

セカンドライフを楽しく充実した時間にするためには、サードライフ（何らかの介護が必要になる期間）についての理解が不可欠です。今回は、介護にかかるお金を知るための第一歩として、公的介護保険制度の基本を知っておきましょう。

公的介護保険は2000年4月に、介護を担う人の負担を減らし、在宅での介護を促す目的で施行されました。実際には介護職員の不足や、介護度が重くなると自宅介護が難しくなることなどから、100%目的が達成されたわけではありませんが、この10数年、自宅で介護する家族の負担がある程度軽くなったことには違いないでしょう。自分が介護する側になっても、される側になっても、介護保険制度で受けられるサービスと、お金の負担を知ることはセカンドライフを考えると、とても重要です。

では、まずは、介護保険制度の基本について押さえておきましょう。

【加入者】

加入者40歳以上の方全員で、第1号被保険者と第2号被保険者に分かれます。

- ・第1号被保険者：65歳以上の方全員
- ・第2号被保険者：40歳以上65歳未満の方で公的医療保険に加入している方

【保険料の納入】

- ・第1号（65歳以上）：年額18万円以上の年金をもらっている人は、年金から天引き
- ・第2号：職場の健康保険または国民健康保険より天引き

【利用者】

40歳以上の方全員

- ・第1号被保険者：原因に関わらず介護状態になるとサービスを受けられる。
- ・第2号被保険者：自治体が定める特定疾病以外の病気やけがで介護状態になった場合は、サービスを受けることができない。

【費用】

介護サービスの利用料：年齢にかかわらず1割負担

注意点としては、保険料の納入に関しては年金を年額18万円以上もらっている場合、必ず自分の年金から天引きされることです。たとえば、健康保険のように、生計を共にしている子どもに保険料を払ってもらい、その保険料を子どもの所得から差し引いてもらい税金を控除してもらう、ということはいけません。また、65歳未満の利用者に関しては、サービスを受けられる病気はかなり限定されています。自治体によって違いはありますが、末期がんや加齢が原因となる脳血管疾患や難病以外を原因とする病気や、けがが原因の場合は、サービスを受けることができません。

次に、実際に介護サービスを受ける手続きについてです。要介護認定（介護度が軽い順に要支援1・2

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

と要介護1～5) をしてもらい、自治体の窓口にて要介護認定申請書を提出します。申請については自治体や地域包括支援センターが相談窓口となっています。身体の状態と利用できるサービス、かかるお金について現時点での目安をまとめてみました。要支援は予防のための給付になります。

		身体の状態の目安	利用できるサービスの目安	1ヵ月当たりの利用限度額 (自己負担額)
要支援	1	入浴や掃除など日常生活の一部に介助や見守りが必要	週2～3回のサービス ・週1回の介護予防訪問・介護予防通所 ・月2回のショートステイ	49,700円 (4,970円)
	2	立ち上がりや歩行が不安定、問題行動や、理解の低下がみられる時があるが、改善が見込まれる場合	週3～4回のサービス ・週2回の介護予防訪問・介護予防通所 ・月2回のショートステイ・歩行補助つえ貸与	104,000円 (10,400円)
要介護	1	要支援と同程度の状態だが、介護予防サービスを受けても改善が見込めない場合	1日1回程度のサービス ・週3回の訪問介護・週1回の訪問看護 ・週2回のデイサービス・3ヶ月に1週間程度のショートステイ・歩行補助つえ貸与	165,800円 (16,580円)
	2	食事や排せつに何らかの介助が必要。忘れ物、直前行動の理解の一部が低下	1日1～2回程度のサービス ・週3回の訪問介護・週1回の訪問看護 ・週2回のデイサービス・3ヶ月に1週間程度のショートステイ・徘徊感知機器等貸与	194,800円 (19,480円)
	3	食事・排せつに一部解除必要。立ち上がりや片足保持が困難。入浴・衣服の脱着に介助が必要	1日2回程度のサービス ・週3回の訪問介護・週1回の訪問看護・週3回のデイサービス・毎日1回の夜間巡回介護・2ヶ月に1週間程度のショートステイ・車いす・特殊寝台貸与	267,500円 (26,750円)
	4	排せつ、入浴、脱着に全面的介助が必要。立ち上がり、両足での立位保持が困難	1日2～3回程度のサービス ・週6回の訪問介護・週2回の訪問看護・週1回のデイサービス・毎日1回の夜間巡回介護・2ヶ月に1週間程度のショートステイ・車いす・特殊寝台貸与	306,000円 (30,600円)
	5	食事・排せつができないなど日常生活が困難。意思の伝達がほとんどできない。	1日3～4回程度のサービス ・週5回の訪問介護・週2回の訪問看護・週1回のデイサービス・毎日2回(早朝・夜間)の訪問介護・1ヶ月に1週間程度のショートステイ・特殊寝台エアーマット等の貸与	358,300円 (35,830円)

生保険文化センターHPより筆者作成

いかがでしょうか？要介護5になっても、公的介護保険の自己負担額は1ヵ月3万5000円程度、1年間で43万円程度です。また、世帯の中で1年当たりの医療費、介護費の負担が大きくなった場合「高額介護医療合算療養費」を使うことができます。70歳未満の家族がいない高齢者だけの世帯の場合、医療費と介護保険の自己負担額の上限は56万円になります。また、所得が少ない世帯については、さ

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2013 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

らに軽減制度がありますので、公的な医療保険が使える治療、公的介護保険が使えるサービスに限った場合、自己負担するお金はある程度限られた金額になります。

とはいえ、公的介護保険は、時には融通がきかず、希望通りのサービスが受けられない場合もあるようです。次回は自費で介護を受ける場合も含めて、介護にかかるお金の実態について、検証してみたいと思います。